

# 第48回 定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2022年6月28日（火曜日）  
午後1時（受付開始：正午）



開催場所

京都市東山区栗田口華頂町1（三条けあげ）  
ウェスティン都ホテル京都 西館4階  
瑞穂の間



決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役（社外取締役を除く。）  
に対する譲渡制限付株式の割当て  
のための報酬改定の件



## 新型コロナウイルス感染拡大防止の ための措置について

- 健康状態にかかわらず、ご来場をお控えください。また、会場の定員が少ない（お席の間隔をお空けるため）ので、ご来場いただいてもご入場いただけない場合がございます。
- 議決権行使については、事前行使をお願いいたします。また可能な限り、インターネット、スマートフォンでの事前行使をお願いいたします。
- 開催時間を短縮するため、目的事項の時間、質疑の時間を短縮させていただきます。
- 事業報告等の詳細は、本招集ご通知15頁～、あるいは当社ウェブサイト上においても開示させていただきます。

インターネット等又は郵送による議決権行使期限

2022年6月27日（月曜日）午後6時まで

証券コード：9936

株式会社 王将フードサービス

## 社会的使命

快適な食空間、心温まる接客、

そして美味しい料理は人々を「幸せ」にします。

私たちは、それらを高品質で提供しながら、

低価格で実現する努力を行う事によって、

より多くの人に「幸せ」を感じてもらう事を

使命とします。



主要食材はすべて国産





日本を美味しく

GYOZA OHSHO

# 経営理念

お客様から「褒められる店」を創ろう！

その実現に向けた努力こそが

私達を成長させ、

私達に幸せをもたらし、

社会への貢献につながる原点である。



日本を美味しく

2022年スローガン

おいしい力が、  
未来を変える。

おいしい力が、未来を創る。  
おいしい力を、未来へつなげ。

代表取締役社長 渡邊 直人



株主各位

京都市山科区西野山射庭ノ上町294番地の1

株式  
会社 **王将フードサービス**

代表取締役社長 渡邊 直人

## 第48回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第48回定時株主総会を右記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会につきましては、昨年に引き続き新型コロナウイルスの感染状況を勘案し、株主の皆様の安全確保及び感染拡大防止のための措置を講じた上で、開催することいたしました。

株主の皆様におかれましては、本株主総会当日のご来場を見合わせ、可能な限り、インターネット等<sup>※</sup>又は郵送による議決権の事前行使をご検討くださいますようお願い申し上げます。

お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討の上、2022年6月27日（月曜日）午後6時まで議決権を行使くださいますようお願いいたします。

敬具

※機関投資家の皆様は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

記

<p>日 時</p>	<p><b>2022年6月28日（火曜日）午後1時</b>（受付開始：正午）</p>
<p>場 所</p>	<p>京都市東山区栗田口華頂町1（三条けあげ）  <b>ウェスティン都ホテル京都 西館4階 瑞穂の間</b>  <small>※末尾記載の株主総会会場ご案内図をご参照ください。</small></p>
<p>目 的 事 項</p>	<p><b>報告事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>第48期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</li> <li>第48期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件</li> </ol> <p><b>決議事項</b></p> <p>第1号議案 <b>剰余金の処分の件</b>          第2号議案 <b>定款一部変更の件</b>          第3号議案 <b>取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬改定の件</b></p>

以 上

[添付書類]

事業報告	15
計算書類	41
監査報告書	47

# 議決権行使等についてのご案内

## 議決権の事前行使等についてのご案内

### 電磁的方法（インターネット等）によるご行使

「スマート行使<sup>®</sup>」  
によるご行使



行使期限

2022年6月27日（月曜日）  
午後6時入力完了分まで

同封の議決権行使書用紙右下の「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



※ 議決権行使書用紙はイメージです。

▶ 詳細につきましては7頁をご覧ください。

議決権行使コード・  
パスワード入力  
によるご行使



行使期限

2022年6月27日（月曜日）  
午後6時入力完了分まで

当社の指定する下記議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って議決権に対する賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

▶ 詳細につきましては8頁をご覧ください。

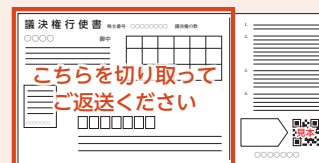
### 書面（郵送）によるご行使



行使期限

2022年6月27日（月曜日）  
午後6時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議決権に対する賛否をご記入いただき、切手を貼らずにご投函ください。



※ 議決権行使書用紙はイメージです。

#### 議決権行使のお取り扱い

1. インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
2. インターネット等と書面の両方で議決権行使をされた場合は、最後に到着したものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。  
なお、インターネット等による議決権行使と書面による議決権行使が同日にされた場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

機関投資家の皆様へ

議決権行使の方法として株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

株主様への  
お願い

### 1. 議決権行使について

事前行使をお願いいたします。また可能な限り、インターネット、スマートフォンによる議決権行使をお願いいたします。議決権行使書による議決権行使は、ご返送いただく過程や集計作業に伴い感染リスクが生じます。そこで、事前に議決権を行使していただくに際しては、できるだけ、インターネット等により議決権の行使をお願いいたします。

### 2. 株主総会当日の運営について

ご来場される場合でも、感染防止のための対応にご協力をお願いいたします。ご協力いただけない株様につきましては、ご入場をお断りする場合がございます。

- ・受付及び会場入口付近等にアルコール消毒液を配備いたしますので、ご使用のご協力をお願いいたします。
- ・ご来場の株様は、マスクの持参・着用をお願いいたします。
- ・ご入場前に検温を実施いたします。発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、ご入場をお断りさせていただく場合がございます。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認の上マスク着用で対応をさせていただきます。
- ・株主席相互の間隔を広げるなどの衛生措置を取るため、少ない座席数となりますので、当日ご来場いただいても、ご入場いただけない場合がございます。

### 3. 株主総会当日の議事進行について

株主様、従業員の感染拡大防止のため、短時間での開催を行います。

- ・報告事項については要点のみ行います。詳細につきましては当社ウェブサイト (<https://www.ohsho.co.jp>) 上にて開示いたしますので、詳細をご確認されたい株主様は同掲載をご覧ください。
- ・質疑の時間も短縮するため、質問者数を制限させていただく場合がございます。

### 4. 最新の情報の確認について

- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を変更する場合がございます。当社ウェブサイト (<https://www.ohsho.co.jp>) 上の最新情報をご確認ください。
- ・新型コロナウイルス感染拡大の状況次第では、やむなく会場や開始時刻を変更する場合がございます。その場合は、当社ウェブサイト (<https://www.ohsho.co.jp>) に掲載いたしますので、当日ご来場いただく場合でも、事前に、同ウェブサイトを必ずご確認くださいませようをお願いいたします。

### 5. その他

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願いいたします。
- ・株主様でない代理人及び同伴の方など、株主様以外の方は株主総会にご出席いただけませんのでご注意願います。
- ・本招集ご通知に添付すべき書類のうち、連結計算書類の注記事項及び計算書類の注記事項につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://www.ohsho.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。  
従いまして、本招集ご通知の添付書類に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役がそれぞれ会計監査報告及び監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ・株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト (<https://www.ohsho.co.jp>) に掲載させていただきます。

# インターネット等による議決権行使のご案内

行使期限

2022年6月27日（月曜日）午後6時入力完了分まで



## QRコードを読み取る方法 「スマート行使<sup>®</sup>」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく  
議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 スマートフォンかタブレット端末で  
議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを  
読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



※ 議決権行使書用紙はイメージです。

- 2 以降は画面の案内に従って  
議案に対する賛否をご入力ください。



「スマート行使<sup>®</sup>」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン後、再度議決権行使をお願いいたします。

※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。



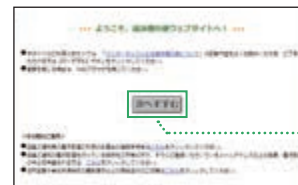




## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。
- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。
- 4 以降は画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。



「次へすすむ」をクリック



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

※ 操作画面はイメージです。

インターネット等による  
議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号： **0120-652-031** (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、企業価値と株主還元の持続的な向上に努めることとしており、新型コロナウイルス感染症や不安定な海外情勢等に起因する先行き不透明な状況下、成長のための設備及び人的資本への投資と、将来の事業展開に備えた内部留保の拡充に取り組む一方で、株主還元努力を最大限行う方針です。当期期末配当金につきましては、1株当たり70円とさせていただきたいと存じます。

#### ■ 期末配当に関する事項

##### 1 配当財産の種類

金 銭

##### 2 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき金70円  
総額 1,315,151,180円

なお、中間配当金として1株につき50円をお支払いしておりますので、当事業年度の配当金は1株につき120円となります。

##### 3 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月29日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものがあります。

- (1)変更案第18条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2)変更案第18条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3)株主総会参考書類などのインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第18条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4)上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

## 2 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>第3章 株主総会 (株主総会参考書類などのインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第3章 株主総会 (削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(附則)</p> <p>1. 変更前定款第18条(株主総会参考書類などのインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第18条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6カ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第18条(株主総会参考書類などのインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、2022年9月1日から6カ月を経過した日または前項の株主総会の日から3カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

## 第3号議案

# 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬改定の件

当社は、2019年6月26日開催の当社第45回定時株主総会において、第4号議案「取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件」としてご承認いただき（以下、同定時株主総会における当該議案に係る決議を「当初決議」という。）、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が、自ら行った経営判断の結果を株主の皆様と共有することで、企業価値向上と株価上昇に対する貢献意欲を高めることを目的として、本制度を導入しております。

今般、対象取締役に対して、当社の企業価値向上と株価上昇へのより一層のインセンティブを与え、株主の皆様とのより強い価値共有を進めるため、当初決議の内容を下記のとおり一部改定し、対象取締役に対し譲渡制限付株式の割当てのために支給する金銭報酬債権の総額を増額し、かつ、対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数の上限を増やすことをお願いするものであります。

当社は、2020年6月26日開催の当社取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定め、その概要は事業報告に記載のとおりであります。本議案に基づく譲渡制限付株式の割当ては、当該方針に沿うものであり、その内容は相当であると考えております。

また、現在の当社の取締役は9名（うち社外取締役3名）であります。

### 記 (改定内容)

当社の取締役の報酬等の額は、2019年6月26日開催の当社第45回定時株主総会において、年額400百万円以内（うち社外取締役50百万円以内）としてご承認いただいております。また、当初決議において、上記の報酬枠とは別枠として、各対象取締役に対する本制度に基づき支給する金銭報酬債権の総額を年額100百万円以内、各事業年度において対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数の上限を30,000株として設定する旨をご承認いただいております。

対象取締役は、本制度に基づき当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の譲渡制限付株式の割当てを受けることとなりますが、本制度に基づき対象取締役に対して支給される金銭報酬債権の総額及び割り当てる譲渡制限付株式の総数の上限につき当初決議より改定し、年額200百万円以内、各事業年度において対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数の上限を40,000株とさせていただきます。存じます。

以上の改定点を除き、当社決議の内容に変更はございませんが、改定後の本制度の内容は以下のとおりになります。

### 対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

#### 1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

#### 2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数40,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

#### 3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

##### (1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役及び執行役員いずれの地位からも退任又は退職する日までの期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。



日本を美味しく

GYOZA OHSHO

## (2)譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役及び執行役員いずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

## (3)譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役又は執行役員いずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役及び執行役員いずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

## (4)組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

以上

## 1 企業集団の現況に関する事項

### 1 事業の経過及びその成果

連結経営成績サマリー

	金額	構成比	前年同期比
売上高	84,775百万円	100.0%	5.2%増加 
営業利益	6,959百万円	8.2%	14.6%増加 
経常利益	13,024百万円	15.4%	89.6%増加 
親会社株主に帰属する当期純利益	8,807百万円	10.4%	105.4%増加 

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルスの感染拡大により個人消費が伸び悩んだ上に、企業物価が上昇したことから、景気の不振が懸念される状況となりました。さらに、ロシアのウクライナ侵攻で世界的なサプライチェーンに混乱が生じ、食材価格やエネルギー価格のさらなる上昇が予想されるなど、経済の先行き不透明感が強まっております。

外食業界におきましては、全国規模での緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の適用による営業時間短縮と酒類提供制限により、店内飲食型のレストラン・飲酒業態を中心に深刻な打撃を受けました。売上の低迷に加え、原材料価格の上昇が収支を圧迫したことで、時短協力金はその一部を補填したものの、総じて厳しい状況が続きました。

このような環境下において当社グループは、お客様と従業員の健康と安全を守ることを最優先にしながら、生活する上で欠かせない「安心・安全」で「美味しい食」を提供するために、コロナ禍においても妥協することなく、これまで以上のQSCレベルの向上に注力いたしました。

その結果、店内売上が順調に回復するとともに、テイクアウト・デリバリーも引き続き好調に推移したことにより、増収増益を達成することができました。コロナ禍にあっても、中期経営計画を着実に遂行し、経営理念の実現に向け全社一丸となって取り組んできたことが、より強固な組織へと成長させ、成果に繋がりました。

以下、当連結会計年度における主な取り組みと成果について、当連結会計年度からスタートした新中期経営計画の3つの主要戦略である営業戦略・店舗開発戦略・FC推進戦略、及びサステナビリティの取り組みの4項目に沿ってご説明をいたします。

#### ①営業戦略

コロナ禍における厳しい経営環境の中で、当社はお客様と従業員の感染予防対策を徹底しながら、QSCのさらなる向上に向けて最大限の努力を重ねてまいりました。

具体的には、「王将調理道場」でのオンライン研修を拡充し、社員のみならずパートタイマーも参加できる





日本を美味しく

GYOZA OHSHO

体制を整えました。さらにリアルタイムと録画の両方の動画配信による店舗講習を実施することで、スタンダードな調理方法を全員が習得できるように取り組みました。

2022年1月以降はブランドメニュー14品に特化した講習を実施し、改めて主力メニューの美味しさの追求を図りました。

販売促進では、6月に恒例の「2022年版ぎょうざ倶楽部お客様感謝キャンペーン」、12月にはスタンプを6個集めると餃子1人前が無料となる「年末年始お客様キャンペーン」、さらに創業日の12月24日及び25日の2日間、お会計500円ごとに復刻クーポン250円を進呈する「創業祭」など、絶え間なく実施した販売促進活動が集客に効果をあげました。

コロナ禍において需要が高まったデリバリーは、直営店舗の導入店舗数を前年度末の366店舗から449店舗に、FC店舗も合わせると413店舗から560店舗に増大させ、さらに複数のプラットフォーム（出前館、UberEats、menu）を利用できる店舗を増やすなど、一層の強化を図りました。こうした施策により、デリバリーの売上は、感染状況が落ち着いても好調を持続することができました。

さらに、感染「第6波」の収束局面において、「いろいろあったけど、おいしいものを食べて、明るい未来に向けて前に進んで行こう。」「おいしい力が、未来を変える。」というメッセージを込め、俳優の仲野太賀さん、オリジナルCMソングにはケツメイシさんを起用し、おいしいものを食べることで幸せな気持ちになる瞬間を表現した新たなテレビCMを放映開始いたしました。

このような取り組みの結果、売上は2021年10月から

12月まで3カ月連続で同月比過去最高を達成するなど当連結会計年度で合計6度も同月比過去最高を更新することができ、当社が紹介されたTBS系列「ジョブチューン」の放映翌日の2月20日には、単日比で過去最高となる3億49百万円の売上を記録するなど、コロナ禍にあって顕著な回復傾向を示しました。

## ②店舗開発戦略

当連結会計年度において、ほぼ計画通りとなる直営10店舗の新規出店を行いました。

新規出店に際しては、設計段階より一般社団法人日本フードサービス協会が定めるガイドラインに沿った感染防止対策に徹底して取り組んでまいりました。

2021年6月には、新業態となるテイクアウト&デリバリーに特化した専門店「Joy Naho（ジョイ・ナーホ）」の1号店となる「ジョイ・ナーホ池尻大橋店」を世田谷区のオフィスビル1階に出店いたしました。店内飲食スペースを持たないコンパクトな設計で、電子レンジ対応容器を用いたオリジナルメニューを豊富に揃え、テイクアウトは事前予約注文で待たずに受け取れ、デリバリーは3つのプラットフォームから注文できるなど、テイクアウト専門店としての特徴を備えております。開店以来、お客様の高い支持をいただいております。引き続き都心部の住宅地への出店を検討してまいります。

ロードサイド店舗では、2021年5月に埼玉県「463号バイパス所沢林店」、2021年9月に栃木県「国道293号足利南店」、2021年10月に埼玉県「県道377号吉川栄店」、2021年11月に茨城県の「県道243号龍ヶ崎店」、2022年3月に静岡県「沼津松長店」の5店舗を出店いたしました。

いずれも東日本への出店で、テイクアウト専用の窓口

を設置するなどテイクアウトを配慮した店舗設計となっており、多くのお客様にご利用いただいております。

また、地元小売企業との取り組みとして、2021年9月に福岡県の「サンリブシティ小倉店」、2021年10月に神奈川県「sanwa藤が丘店」、福岡県の「サンリブくりえいと宗像店」、及び2021年12月に福岡県の「国道202号糸島店」を出店いたしました。いずれも、集客力のある食料品や日用品を取り扱う地元企業とのタイアップで、平日の集客も見込め、売上は好調に推移しております。

### ③FC推進戦略

10月1日より、FC事業を所管する「FC推進部」を直営店と同じ「営業本部」に移管し、FC加盟店とのパートナーシップを強化し、直営店・FC加盟店が一体となって「餃子の王将」のブランド価値向上に取り組む体制といたしました。

具体的には、「王将大学」及び「王将調理道場」を、FC加盟店のオーナーや店長、さらには次世代のオーナー・店長候補者に門戸を拡げ、FC加盟店の店舗運営のノウハウを向上させ、調理技術の引き上げを図りました。

さらに、FC店舗でまちまちだった餃子レンジを、当社独自の鉄板に規格を統一することで、よりおいしい餃子を提供できる体制を整えました。

また、当社のFCコンサルタントのFC店舗巡回時には、直営店舗と同様の「重点料理チェックシート」及び「新型コロナウイルス感染予防対策チェック表」を用いてQSCチェックを行い、そこで明らかになった改善点にFCオーナー・店長と協同して取り組むことで、王将スタンダードの一層の浸透を図りました。

販売促進の面では、直営店と歩調を合わせたキャンペーンを実施し、デリバリー・EPARKテイクアウト・クレジット決済等のサービス導入を直営店と同等レベルまで引き上げたことが、厳しい環境の中でのお客様の来店促進に効果をあげました。

こうした施策の成果により、個々のFC加盟店の売上は好調を維持し、当社工場からFC加盟店に対する出荷売上は前年を大幅に上回りました。

### ④サステナビリティの取り組み

当社は、2021年12月13日開催の取締役会において、「サステナビリティ基本方針」と「サステナビリティビジョン」を決議し、「サステナビリティ委員会」を設置いたしました。サステナビリティを重視した経営を遂行し、当社の経営理念「お客様から褒められる店創り」を追求することで、企業価値の向上はもとより、持続可能な社会形成の実現を目指すものです。

「サステナビリティビジョン」では、「食に困らない豊かな社会の実現」「全てのステークホルダーとの共栄」「地球環境の保全」を掲げています。

「食に困らない豊かな社会の実現」では、2021年の夏休み期間、冬休み期間、さらに本年の春休み期間の3回にわたり、子どもたちへの食事支援として、当社の店舗のうち約300店舗が全国の子ども食堂等に「お子様弁当」合計約14万5千食を無償提供いたしました。

さらに、3月の限定メニュー「野菜煮込みラーメン」の売上代金の一部、約10百万円（1杯につき30円）を、世界各地で子供たちの貧困問題等の解決のため支援活動を行う民間・非営利の国際組織「セーブ・ザ・チルドレン」に寄付いたしました。



日本を美味しく

GYOZA OHSHO

「全てのステークホルダーとの共栄」では、当社100%子会社の株式会社王将ハートフルが、障害者雇用への積極的な取り組みを評価され、「もにす認定企業」に選定されました。厚生労働大臣が障害者雇用の促進や安定への取り組みにおける優良な中小企業を認定する制度で、特例子会社としては京都初となりました。

「地球環境の保全」では、気候変動に係るリスク及び機会が当社の事業活動や収益等に与える影響について、必要なデータの収集と分析を行うなど、改訂コーポレートガバナンス・コードに示されたTCFD提言に沿った取り組みを進めました。

また、本年4月からの「プラスチック資源循環促進法」の施行に伴い、「バイオマスプラスプーン」「プラスチックレンゲ」を有料化するとともに、「ストロー」の素材をプラスチックから紙に、「使い捨てミニスプーン」はプラスチックから金属製のデザートスプーンに変更するなど、同法に則り、環境保全のための取り組みを推進いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は、前年同期に比べて41億58百万円（5.2%）の増収で847億75百万円となりました。

営業利益は、増収となったことに加え、効率的なシフト編成による人件費コントロールや水道光熱費の抑制等もあって、前年同期に比べて8億85百万円（14.6%）の増益で69億59百万円となりました。

経常利益は、上記理由のほか営業時間短縮に伴う協力金収入等もあり、前年同期に比べて61億56百万円（89.6%）の増益で130億24百万円となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、上記理由等により、前年同期に比べて45億19百万円（105.4%）の増益で88億7百万円となりました。

なお、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益は、過去最高益となりました。

当連結会計年度の店舗展開の状況につきましては、直営店10店、FC加盟店3店の新規出店、直営店2店、FC加盟店11店の閉店を行っております。これにより当連結会計年度末店舗数は、直営店536店、FC加盟店198店となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

## 売上高の状況

区 分	期 別	前期 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)			当期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)		
		店舗数(店)	金額(百万円)	金額構成比(%)	店舗数(店)	金額(百万円)	金額構成比(%)
直 営 店		528	73,885	91.7	536	77,480	91.4
F C 加 盟 店		206	6,730	8.3	198	7,294	8.6
合 計		734	80,616	100.0	734	84,775	100.0

(注1) 直営店の金額は、直営店舗での中華料理等の販売高であり、FC加盟店の金額は、当社からの中華食材等の販売高であります。

(注2) 店舗数は期末日現在の店舗数であります。

## 地域別直営店売上状況

区 分	期 別	前期 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)			当期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)		
		店舗数(店)	金額(百万円)	金額構成比(%)	店舗数(店)	金額(百万円)	金額構成比(%)
関 西 地 区		236	35,566	48.1	235	35,706	46.1
( 京 都 府 )		( 44)	( 6,973)	( 9.4)	( 43)	( 6,883)	( 8.9)
( 大 阪 府 )		(115)	(15,983)	(21.6)	(115)	(16,110)	(20.8)
( 兵 庫 県 )		( 38)	( 5,929)	( 8.0)	( 38)	( 5,982)	( 7.7)
( 滋 賀 県 )		( 15)	( 2,891)	( 3.9)	( 15)	( 2,831)	( 3.7)
( 奈 良 県 )		( 15)	( 2,399)	( 3.3)	( 15)	( 2,466)	( 3.2)
( 和 歌 山 県 )		( 9)	( 1,388)	( 1.9)	( 9)	( 1,432)	( 1.8)
北 海 道 地 区		19	2,030	2.7	19	2,061	2.7
東 北 地 区		5	583	0.8	5	627	0.8
関 東 地 区		147	19,039	25.8	153	21,127	27.3
甲 信 越 地 区		8	783	1.1	8	844	1.1
東 海 地 区		51	8,029	10.9	52	8,314	10.7
北 陸 地 区		16	1,990	2.7	16	2,201	2.8
中 国 ・ 四 国 地 区		17	1,855	2.5	17	1,923	2.5
九 州 地 区		26	3,700	5.0	29	4,414	5.7
台 湾		3	305	0.4	2	258	0.3
合 計		528	73,885	100.0	536	77,480	100.0



日本を美味しく

GYOZA OHSHO

## 2 設備投資等の状況

当期において実施いたしました設備投資の総額は32億93百万円であり、主なものは次のとおりです。

### 新設直営店舗

県道243号龍ヶ崎店（茨城県）、国道293号足利南店（栃木県）、463号バイパス所沢林店、県道377号吉川栄店（埼玉県）、ジョイ・ナーホ池尻大橋店（東京都）、sanwa藤が丘店（神奈川県）、沼津松長店（静岡県）、サンリブシティ小倉店、サンリブくりえいと宗像店、国道202号糸島店（福岡県）計10店舗

### 改装直営店舗

巽店（大阪府）、淡路島三原店（兵庫県）、長浜店（滋賀県）計3店舗

## 3 資金調達の状況

安定した資金調達基盤を維持しつつ、資金効率を重視して資金調達を行っております。前期におきまして、取引金融機関から合計250億円の長期借入を行い、新型コロナウイルス感染拡大に伴う万一の資金流出に備えましたが、結果として、資金繰りへの影響は限定的でありました。そのため、一時的に資金余剰となったものの、当期から約定返

済による借入金と現預金の圧縮を進めております。引き続き事業拡大のための設備投資と人的資本への投資を積極的に行う方針から、資金効率を重視しつつ、今後も一定の資金調達を行ってまいります。

## 4 会社の経営の基本方針

当社の社会的使命は「快適な食空間、心温まる接客、そして美味しい料理は人々を『幸せ』にします。私たちは、それらを高品質で提供しながら、低価格で実現する努力を行う事によって、より多くの人に『幸せ』を感じてもらう事を使命とします。」と定めています。そして、その使命を全うするために「お客様から褒められる店を創ろう！」というわかりやすい言葉を経営理念としております。

お客様から褒められる店舗づくりを実現する為には、顧

客ニーズをくみ取り、それに応えていく必要があり、そのためには従業員の「考える」「発言する」「行動する」「反省する」という主体性が不可欠です。当社は創業当時よりそうした「自奮自発の精神」を大切にし、従業員が自己成長することをサポートすることで、真のお客様サービスの追求と実践を行ってまいりました。今後もこの精神を伝承し、個人と会社の成長を促進してまいります。

## 5 目標とする経営指標

当社は前述のとおり、美味しい料理を提供して、より多くの人に幸せを感じてもらいたいという社会的使命に基づき、「売上高」（増収）を目標とするとともに、原価率の適正な水準やコスト管理を重視する方針から、「売上高営業利益率」を重要な指標と捉え、8%を目標水準としております。

また、企業価値のさらなる向上を図るため、成長のため

## 6 対処すべき課題

当社では、餃子や麺の主要食材に国産を使用し、生産地との安定的な契約に基づく調達を行うことで、お客様に安心安全をお届けするだけでなく、食材価格の安定化に注力してまいりました。また、電気・ガスに関しましては、徹底した合理化や無駄の削減を行ってまいりました。

しかしながら、ここにきて、新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢など先行きに対する不確実性が増しており、特に、食材や資源等の価格高騰は、企業収益を圧迫しつつあります。

そのため、当社は本年5月14日より、一部商品の価格改定をさせていただくことといたしました。当社ブランドメニュー全体の約2割の商品の価格について税抜き20円から30円の改定をし、同時に、さらなる美味しさを追求したレシピの改良を行いました。

この度の価格改定とレシピの改良により、快適な食空間、心温まる接客、そしておいしい料理に磨きをかけ、より多くのお客様に幸せを感じていただくという当社の社会的使命を全うしてまいります。

本価格改定は2023年3月期の連結業績予想に織り込んでおり、価格改定による増収部分が食材原価や物流費等の上昇、及び人件費に充てられるだけでなく、業績向上に資

するものと考えております。の設備投資と人的資本への投資を推進するとともに、将来の事業展開のための内部留保の水準に留意しながら、安定的かつ持続的な配当による株主還元の上昇に努めてまいります。

当面の業績は新型コロナウイルスの感染拡大状況に左右されることが予想されますが、経営目標の達成に向けて最大限の努力を行ってまいります。

するものと考えております。

次に、サステナビリティの取り組みです。

当社はサステナビリティビジョンとして、「食に困らない豊かな社会の実現」「全てのステークホルダーとの共栄」「地球環境の保全」を掲げており、これらを追求することで、企業価値の向上はもとより、持続可能な社会形成の実現を目指しております。

特に、「全てのステークホルダーとの共栄」では、従業員満足度の向上を重視しており、毎年、専門業者による従業員満足度調査を実施しております。直近の従業員満足度調査によると、待遇や労働環境の改善とともに、「できない仕事ができるようになった時」や「お客様からお褒めの言葉をいただいた時」に働き甲斐を感じるという結果が出ました。こうした働く喜びが起点となって、お客様を始めとした「全てのステークホルダーとの共栄」を実現できると考えることから、このような機会をたくさん与えられるように、人材育成等の人的資本への投資に最優先で取り組んでいくこととしております。

また、「食に困らない豊かな社会の実現」、「地球環境の保全」は、当社事業の根幹にかかわるテーマであり、以



日本を美味しく

GYOZA OHSHO

前より、様々な社会貢献の取り組みや、KES (Kyoto Environmental Management System Standard) の略で、環境への負荷の管理・軽減を目的に、京都議定書のものである京都から発信された環境マネジメントシステム) 活動を通じて、その一助となるべく注力してまいりました。将来に向けて、こうした問題がより深刻化し、リスクが増大している状況を受け、引き続き全社を挙げて着実に取り組んでまいります。

最後に、日本経済の長期にわたる低迷に、新型コロナウイルス感染症の流行や緊迫したウクライナ情勢の長期化が加わり、社会情勢はより混迷を深め、閉塞感が強まっております。こうした時に、明るい未来を創っていく最大の原動力となるのが「食」であり、今年の当社スローガンである「おいしい力が、未来を変える。」という信念のもと、改めて、「人の技の向上 (匠の技を磨く)」に取り組むこととしました。

当社は、これまで多くの成果を生んだ人材育成を更に強化し、人にしかできない技を磨き、料理技術のさらなる向上を図ってまいります。今まで以上においしい料理を提供しつつ、創業時からのオープンキッチンでは、「気持ち」も「熱」も伝わり、人の「温かみ」が溢れ、来店されたお

客様が他では味わえない幸福を感じる食体験を提供することを目指します。

その一方で、効率化すべきところは効率化する考えで、「デジタル技術の活用」による革新的な業務効率向上を、もう片方の課題と捉えています。

当社は、店舗、工場、本社、それぞれの組織がデジタル技術を用いた業務プロセスの見直しを行い、無駄を無くし、効率性、生産性を高めてまいります。デジタル技術を活用するにあたり、人が行わなくてもよいものは、徹底的に機械、或いはデジタル技術を活用し、人が創造的な仕事に集中出来る環境を構築することを目指します。

具体的事例として、売上予測に基づく店舗シフト管理、食材の自動発注、現金管理の自動化、工場でのIoTによる省力化、AIによる配送ルート編成の効率化、物流改革等があり、そのいくつかは既に導入し、実証段階に入っております。

当社は、このように「人にしか創り出せない価値」と「デジタル技術が創り出す価値」を融合させることにより、新たな価値を創造し、次なる発展を目指してまいります。

## 7 財産及び損益の状況の推移

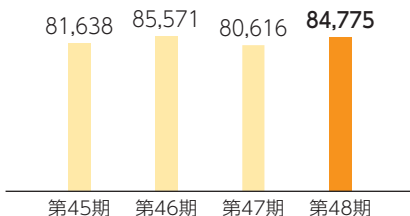
(単位：百万円)

項目	期別	第45期 (2019年3月期)	第46期 (2020年3月期)	第47期 (2021年3月期)	第48期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売上高		81,638	85,571	80,616	<b>84,775</b>
経常利益		7,310	8,084	6,867	<b>13,024</b>
親会社株主に帰属する当期純利益		4,189	5,311	4,287	<b>8,807</b>
1株当たり当期純利益		223円62銭	283円10銭	228円42銭	<b>469円01銭</b>
純資産		46,872	50,305	52,952	<b>59,098</b>
総資産		63,950	67,538	91,154	<b>89,405</b>
1株当たり純資産額		2,498円83銭	2,680円94銭	2,820円84銭	<b>3,145円58銭</b>
自己資本比率		73.3%	74.5%	58.1%	<b>66.1%</b>

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

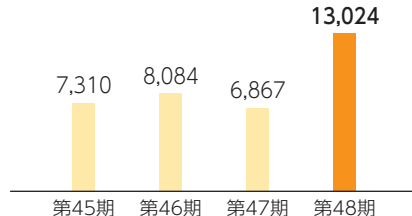
### 売上高

(単位：百万円)



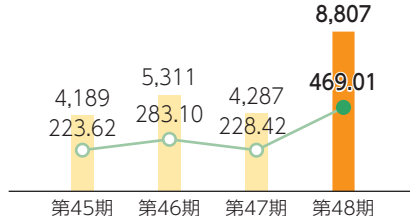
### 経常利益

(単位：百万円)



### 親会社株主に帰属する当期純利益・1株当たり当期純利益

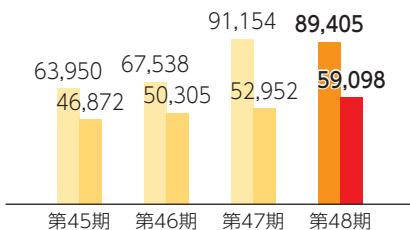
■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円) ● 1株当たり当期純利益 (単位：円)



### 総資産・純資産

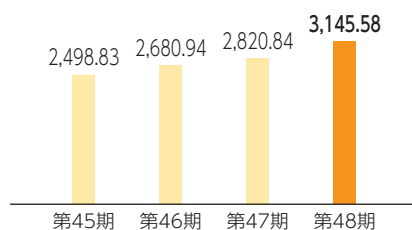
■ 総資産 ■ 純資産

(単位：百万円)



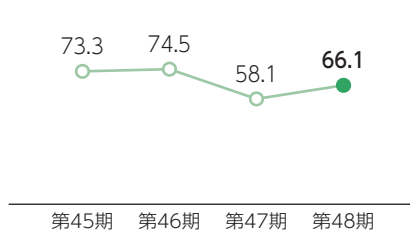
### 1株当たり純資産額

(単位：円)



### 自己資本比率

(単位：%)







日本を美味しく

GYOZA OHSHO

## 8 重要な子会社の状況

会社名	資本金（百万円）	当社の議決権比率	主要な事業内容
王将餐飲服務股份有限公司	288 (75百万新台幣ドル)	100%	中華料理を主体にしたレストランの運営
株式会社王将ハートフル	30	100%	食材の加工、フリーニング業務

## 9 主要な事業内容

事業部門	事業内容
中華事業	中華料理を主体にしたレストランの運営及びFC加盟店への中華食材等の販売

## 10 主要な営業所及び工場

本社	京都府京都市山科区西野山射庭ノ上町294番地の1
東京事務所	東京都千代田区神田須田町2丁目11番地協友ビル3階
久御山工場	京都府久世郡久御山町田井東荒見1番地1
九州工場	福岡県福岡市東区松島3丁目7番13号
札幌工場	北海道札幌市手稲区新発寒6条1丁目1番46号
東松山工場	埼玉県東松山市大字新郷405番1
直営店	536店舗（うち海外2店舗）
FC加盟店	198店舗

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類・計算書類

監査報告書

おくるいご質問

## 11 使用人の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,292名	36名増	36.0歳	10.6年

(注) 上記のほか、嘱託社員114名及びパートタイマー5,759名(1日8時間勤務として計算した期中平均人員)を雇用しております。

## 12 主要な借入先

借入先	借入金残高
三井住友信託銀行株式会社	3,191百万円
株式会社みずほ銀行	3,191百万円
株式会社三菱UFJ銀行	3,191百万円
株式会社三井住友銀行	3,191百万円
株式会社りそな銀行	1,902百万円

借入先	借入金残高
株式会社滋賀銀行	433百万円
株式会社南都銀行	424百万円
株式会社関西みらい銀行	269百万円
農林中央金庫	269百万円

## 2 会社の株式に関する事項

- 1 発行可能株式総数** 90,000,000株
- 2 発行済株式の総数** 23,286,230株 (自己株式4,498,356株を含む)
- 3 株主数** 24,472名
- 4 大株主**

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
アサヒビール株式会社	2,053	10.9
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,832	9.8
ジャパンフードビジネス株式会社	1,400	7.5
アリアケジャパン株式会社	1,100	5.9
加藤 梅子	611	3.3
加藤 ひろみ	602	3.2
公益財団法人加藤朝雄国際奨学財団	528	2.8
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	489	2.6
王将フードサービス取引先持株会	349	1.9
吉田 英里	268	1.4

- (注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しております。  
 2. 当社は、自己株式4,498千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。  
 また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

## 5 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

	株式の種類及び数	交付された者の人数
取締役 (社外取締役を除く)	当社普通株式 15,603株	6名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

## 3 会社役員に関する事項

### 1 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	渡 邊 直 人	王将餐飲服務股份有限公司董事長 株式会社王将ハートフル代表取締役社長
専務取締役	上 田 実	執行役員 経営戦略本部長 海外事業部長 王将大学学長 office UEDA代表
専務取締役	門 林 弘	執行役員 営業本部長 西日本第1営業部長 西日本第3営業部長 営業サポート部長 店舗開発部長 東京事務所長
常務取締役	戸 田 光 祐	執行役員 製造本部長 製造部長 工場管理部長 購買部長
取締役社長補佐	池 田 直 子	経営デジタル推進準備室長 社会保険労務士事務所あおぞらコンサルティング所長
取締役	稲 垣 雅 弘	執行役員 管理本部長 経理部長 総務部長 広報IR部長
取締役	野 中 泰 弘	株式会社ケイ・サポート代表取締役 ひかり監査法人代表社員 ACAO SPA & RESORT株式会社監査役
取締役	岩 本 生	弁護士法人ナレッジウィング法律事務所代表社員
取締役	津 坂 直 子	津坂直子社会保険労務士事務所所長 株式会社TSUSAKAコンサルティング代表取締役
常勤監査役	関 島 力	
監査役	原 哲 也	サンキョー株式会社監査役
監査役	松 山 秀 樹	松山秀樹税理士事務所代表 株式会社GSユアサ監査役
監査役	中 島 重 夫	いであ株式会社社外取締役

- (注) 1. 取締役野中泰弘、岩本生及び津坂直子の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
 2. 監査役原哲也、松山秀樹及び中島重夫の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
 3. 取締役野中泰弘氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 4. 監査役松山秀樹氏は、税理士として税務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 5. 2021年6月29日開催の第47回定時株主総会において、稲垣雅弘、岩本生、津坂直子の3氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。  
 6. 2021年6月29日開催の第47回定時株主総会において、関島力、中島重夫の両氏が監査役に新たに選任され、就任いたしました。  
 7. 木曾裕、杉田元樹、渡邊雅之、関島力の4氏は、2021年6月29日開催の第47回定時株主総会最終の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。  
 8. 北川佳久氏は、2021年6月29日開催の第47回定時株主総会最終の時をもって、監査役を辞任いたしました。  
 9. 取締役野中泰弘氏、岩本生氏、津坂直子氏及び監査役原哲也氏、松山秀樹氏、中島重夫氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。

[ご参考] 本総会終結後の役員の構成及び当社事業戦略の遂行において期待される専門性と経験は次のとおりです。

	氏名	社外	独立役員	在任期間	専門性と経験							
					企業経営・事業戦略	営業・マーケティング	製造・供給	財務・会計	人事・労務・人材開発	DX・IT	コンプライアンス・リスク管理	ESG・サステナビリティ
取締役	渡邊 直人			18年	●	●	●		●		●	●
	門林 弘			5年	●	●			●		●	●
	戸田 光祐			3年	●		●				●	●
	池田 直子			7年	●				●	●	●	●
	稲垣 雅弘			1年	●			●			●	●
	野中 泰弘	●	●	3年	●			●			●	●
	岩本 生	●	●	1年					●		●	●
	津坂 直子	●	●	1年					●		●	●
監査役	関島 力			1年	●	●			●		●	●
	原 哲也	●	●	6年				●		●	●	●
	松山 秀樹	●	●	3年				●		●	●	●
	中島 重夫	●	●	1年	●	●				●	●	●

\* 在任期間は取締役又は監査役に就任後、2022年6月28日定時株主総会終結時点の年数を記載しています。  
 \* 上記一覧表は、各取締役及び各監査役が有する全ての専門性と経験を表すものではありません。

項目	選定理由
企業経営・事業戦略	社会経済環境が大きく変化する中で、当社の持続的な価値向上を図るには、企業経営の経験や事業戦略に精通していることが必要である。
営業・マーケティング	お客様のニーズや社会のトレンドを適確に把握し、「お客様に褒められる店創り」を進めるには、営業・マーケティング分野における豊富な知見・経験が必要である。
製造・供給	当社が安心・安全で美味しさを追求した料理をお客様にお届けするには、製造・物流分野における豊富な知見・経験が必要である。
財務・会計	正確な財務報告・分析を行い、強固な財務基盤を構築することが、持続可能な経営につながるため、財務・会計分野における確かな知見が必要である。
人事・労務・人材開発	人的資本は、当社経営の要であり、その持てる力を最大限発揮できるように人的資本への投資を推進するため、人事・労務・人材開発における豊富な知見・経験が必要である。
DX・IT	当社の経営戦略である「人の技とデジタル技術の融合」を遂行し、業務効率及び生産性の革新的な向上を図るためには、デジタル分野における確かなスキル・知見が必要である。
コンプライアンス・リスク管理	持続的な企業価値向上の基盤である適正なガバナンス体制を確立するとともに、取締役会における経営監督の実効性の向上を図るためには、コンプライアンス・リスク管理分野における確かな知見が必要である。
ESG・サステナビリティ	当社が掲げる「サステナビリティ基本方針・ビジョン」を遂行し、当社の社会的使命を全うするためには、サステナビリティ分野における豊富な知見が必要である。

## 2 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役との間に損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の定款規定を設けております。

当該定款規定に基づき、当社は社外取締役及び監査役の全員との間に責任限定契約を締結しており、その契約内容の概要は次のとおりであります。

・社外取締役及び監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金500万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

## 3 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

### ① 被保険者の範囲

当社及び子会社の取締役、監査役並びに当社執行役員

### ② 保険契約の内容の概要

被保険者が①の会社の役員としての業務につき行った行為（不作為行為含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するもの。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じている。保険料は全額当社が負担する。

## 4 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人数	報酬等の種類別の額			計
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	13名 (5名)	300百万円 (26百万円)	-百万円 (-百万円)	92百万円 (-百万円)	393百万円 (26百万円)
監査役 (うち社外監査役)	5名 (4名)	26百万円 (21百万円)	-百万円 (-百万円)	-百万円 (-百万円)	26百万円 (21百万円)
合計	18名	327百万円	-百万円	92百万円	420百万円

- (注) 1. 上記以外に使用人兼務取締役に対する使用人給与(賞与含む) 1名、4百万円を支給しております。
2. 上記非金銭報酬等は、取締役が自ら行った経営判断の結果を株主の皆様と共有することで、企業価値向上と株価上昇に対する貢献意欲をより高めることを目的とした譲渡制限付株式報酬であります。譲渡制限付株式は、取締役等の地位を退任するまでの間、譲渡や担保権の設定等一切の処分行為をすることができないものとしております。なお、社外取締役は経営を監督する立場であり、ガバナンスの面より譲渡制限付株式報酬の対象外としております。
3. 取締役の支給人数及び報酬等の額には、2021年6月29日開催の第47回定時株主総会終結の時をもって退任した木曾裕氏及び杉田元樹氏を含めております。
4. 社外取締役の支給人数及び報酬等の額には、2021年6月29日開催の第47回定時株主総会終結の時をもって退任した渡邊雅之氏及び関島力氏を含めております。このうち、関島力氏につきましては、同株主総会終結の時をもって社外取締役を退任した後、新たに常勤監査役に就任したため、社外取締役在任期間分は社外取締役に、常勤監査役在任期間分は監査役に、それぞれ区分して上記の支給人数及び報酬等の額に含めております。
5. 社外監査役の支給人数及び報酬等の額には、2021年6月29日開催の第47回定時株主総会終結の時をもって辞任した北川佳久氏を含めております。

## 5 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日は取締役については2019年6月26日であり、監査役については2015年6月26日であります。決議の内容は、取締役の報酬等は年額400百万円以内(うち社外取締役50百万円以内)とし、さらに別枠として取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給

する金銭報酬債権の総額を、年額100百万円以内として設定する内容であります。監査役の報酬等は年額40百万円以内とする内容であります。なお、当該決議がされた時点で対象とされていた員数は取締役11名(うち社外取締役3名)、監査役3名であります。

## 6 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役及び監査役の報酬等の額に関する決定方針については、当社は取締役会決議にてガバナンス強化のため、透明性のある役員報酬決定プロセスとすることを基本方針としております。取締役及び監査役の報酬の総額は株主総会の決議により定め、その各役員に対する割当では、取締役報酬については報酬諮問委員会における審議を経て、取締役会において決定され、監査役報酬については監査役の協議によって決定しております。報酬諮問委員会で審議するにあたり、各取締役（社外取締役除く。）の職務や職責、目標の遂行度や達成度を確認するための面談を実施しております。具体的には、期初に各取締役（社外取締役除く。）は代表取締役社長と職責・職務内容、目標の設定の面談を実施し、期中に成果や進捗を確認しております。また、期末には報酬諮問委員会のメンバーによる各取締役（社外取締役除く。）に対する業績面談を実施しております。報酬諮問委員会では、役員報酬決定のための方針、基準、面談結果に基づく各取締役（社外取締役除く。）に対する報酬方針を審議いたします。報酬諮問委員会の委員は、代表取締役社長、独立社外取締役（独立役員の社外取締役のほか当社基準に基づく社外取締役を含む。）及び取締役会の決議によって選任された取締役とされ、2020年6月26日より、人事・報酬制度の立案に関与している取締役社長補佐が取締役会において委員として選任されてい

ます（合計5名・社内2名・社外3名）。報酬諮問委員会の議長は取締役会において選任された社外取締役が務めます。報酬諮問委員会の諮問決議は、議決に加わることができない委員の過半数が出席し、その委員の過半数をもって決めます。ただし、出席した独立社外取締役である委員の全員の同意がない場合には、当該諮問決議について報酬諮問委員会として推奨しないものとして取締役会に報告をします。取締役会では、報酬諮問委員会の審議結果、個別報酬の方針に基づき審議の上、報酬額を決定しており、報酬決定方針に基づくプロセスに沿ったものであることを確認しております。

取締役の報酬は月額報酬で構成される金銭報酬と非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬となります。具体的に各報酬金額は、当社の業績の状況及び各取締役の職位等に応じるとともに、職位ごとに担う職務内容、職責が違うことから、職位ごとに基本となる報酬額を設定して支給しております。また、職位ごとの報酬額は基本となる報酬額（下限）から上限までの範囲を設け、各取締役の経験、能力、成果等により、その範囲で決定しております。

監査役については、監査役の協議にて決定しており、高い独立性の観点から、固定金額としております。



## 7 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

当社との間に監督及び監査の独立性に影響を及ぼす特別な利害関係は有していません。

### ② 社外役員の主な活動状況

氏名	区分	主な活動状況
野中泰弘	取締役	<p>当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地及び会計コンサルティング会社経営の経験をもとにした監督・助言等や、当社の企業価値の向上に資する発言を積極的に行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また代表取締役、取締役の指名決定プロセス及び報酬決定プロセスにおいて、指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員長を務め、人材及び職務執行の適切な評価を通じ、客観的立場から会社の業績等の評価を人事に反映させるなど、経営陣の監督を主導しております。</p> <p>独立社外取締役会では、客観的な立場から忌憚のない意見を表明し、認識の共有及び情報交換を行うことで、取締役会での議論の活性化に向けて取り組んでおります。</p>
岩本 生	取締役	<p>取締役就任後の当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点での監督・助言等や、当社の企業価値の向上に資する発言を積極的に行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また代表取締役、取締役の指名決定プロセス及び報酬決定プロセスにおいて、指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員として、人材及び職務執行の適切な評価を通じ、客観的立場から会社の業績等の評価を人事に反映させるなど、経営陣の監督に務めております。</p> <p>独立社外取締役会では、客観的な立場から忌憚のない意見を表明し、認識の共有及び情報交換を行うことで、取締役会での議論の活性化に向けて取り組んでおります。</p>
津坂直子	取締役	<p>取締役就任後の当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、主に社会保険労務士としての専門的見地から人材育成を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点での監督・助言等や、当社の企業価値の向上に資する発言を積極的に行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また代表取締役、取締役の指名決定プロセス及び報酬決定プロセスにおいて、指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員として、人材及び職務執行の適切な評価を通じ、客観的立場から会社の業績等の評価を人事に反映させるなど、経営陣の監督に務めております。</p> <p>独立社外取締役会では、客観的な立場から忌憚のない意見を表明し、認識の共有及び情報交換を行うことで、取締役会での議論の活性化に向けて取り組んでおります。</p>
原 哲也	監査役	<p>当事業年度開催の取締役会及び監査役会の全てに出席し、主に警視庁や民間企業での経験、並びに監査役や財団法人の代表理事等の幅広い経験をもとにした監督・助言等や、当社の企業価値の向上に資する発言を積極的に行っております。</p>
松山秀樹	監査役	<p>当事業年度開催の取締役会及び監査役会の全てに出席し、主に税理士としての専門的な知識・経験をもとにした監督・助言等や、当社の企業価値の向上に資する発言を積極的に行っております。</p>
中島重夫	監査役	<p>監査役就任後の当事業年度開催の取締役会及び監査役会の全てに出席し、企業経営者としての経験及びガバナンスに関する豊富な知識をもとにした監督・助言等や、当社の企業価値の向上に資する発言を積極的に行っております。</p>

## 4 会計監査人の状況

### 1 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### 2 責任限定契約に関する事項

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会計監査人との間に損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の定款規定を設けております。

当該定款規定に基づき、当社は会計監査人との間に責任限定契約を締結しており、その契約内容の概要は次のとおりであります。

①会計監査人は、本契約の履行に伴い生じた当社の損害について、故意又は重大な過失があった場合を除き、

5,000万円又は会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額のいずれか高い額をもって損害賠償責任の限度とする。

②会計監査人の行為が①の要件を充足するか否かについては、当社がこれを判断し、速やかに結果を通知するものとする。

### 3 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
①当事業年度に係る報酬等の額	39百万円
②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	40百万円

(注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別時間、監査報酬の推移及び前事業年度の実績を確認した結果、妥当なものであると判断したため、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行いました。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。



日本を美味しく

GYOZA OHSHO

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類・計算書類

監査報告書

よくあるご質問

## 4 子会社の監査に関する事項

当社の子会社である王将餐飲服務股份有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

## 5 解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

また、当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

## 5 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

当社は、取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を下記のとおり決議しており、その内容及び運用状況は以下のとおりであります。

### 1 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保し、企業としての社会的責任を果たすよう、反社会的勢力との関係排除をはじめとするコンプライアンス意識の啓蒙をうたう行動規範を定めて、教育の実施及び小冊子の配付により取締役及び従業員に周知徹底します。また、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス関連規定を整備して教育を行います。

店舗運営等の重要業務を適正に執行し、その業務報告を漏れなく行うとともに意思決定及び業務執行における組織間及び組織内の牽制を図るために職務権限規程等の諸規程を整備します。

さらに、コンプライアンス上の問題を発見した場合に社内担当者又は顧問弁護士への報告・相談・通報体制として内部通報制度を設け、問題の未然防止と早期発見・解決に努めます。

当社は、業務実施部署から独立した取締役会直轄の組織として監査室を設け、法令及び社内規程の遵守状況、職務執行の内容について、店舗、工場、本社、子会社の内部監査を行い、その結果を代表取締役及び取締役会並びに監査役に報告します。

#### 【運用状況】

コンプライアンス宣言及び行動規範をホームページを通じて社内外へ告知しており、コンプライアンス意識向上を目的に、社員を対象にコンプライアンス研修を実施しております。コンプライアンス委員会は全社的なコンプライアンス方針を検討、審議しており、関係部門にて対策を実施しております。また、反社会的勢力との関係遮断に関する基本方針を定め、ホームページ及び各事業所に掲示し、コンプライアンス及び反社会的勢力排除の意識の醸成を図るための小冊子を作成し社員へ配布しております。その他不当要求による被害を防止する責任者として直営店長を選任し各都道府県の暴力追放運動推進センターが実施する講習を受講しております。

内部通報制度として外部カウンセラー及び弁護士が内部通報・相談窓口を担当しており、通報内容についてコンプライアンス委員会委員に報告を行い、改善・再発防止に努めております。

監査室は、毎期、内部監査計画を策定し、各種監査を実施しております。



日本を美味しく

GYOZA OHSHO

## 2 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る文書その他情報を「文書管理規程」及び「電算管理規程」等の定めるところに従い、適切に保存及び管理を行います。

### 【運用状況】

取締役会関連文書等は、左記規程に基づき保存年限及び所管部署等を定めて適切に管理しております。

## 3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスクマネジメント規程に基づくリスクマネジメント会議を中心にリスクを抽出・分析したうえで、各リスクの対応方針、主管部署及び教育研修方針の決定を行うとともに、必要に応じて監査室を通じ、全社的または特定部門の内部監査を実施します。各部室長は、自己点検、内部監査等で明らかになった問題点等について、速やかに是正・改善の措置を講じるとともに必要に応じて規程等の改廃をします。

万一リスクが顕在化した場合でも損失を極小化するよう

危機対応細則を定めて事後対応体制を構築します。

### 【運用状況】

リスクマネジメント会議で策定した重点対応リスクへの対策（中期・年度計画）に基づき、主管部署を特定のうえ対策を実施し、同会議にて定期的に進捗確認及び対策の是正をしております。また、リスクが発生した場合の基本対応を定めた危機管理基本マニュアル、広報危機管理マニュアル等を整備しております。

## 4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は取締役会を月に1回定期的に、または必要に応じて適時開催し、法令に定められた事項のほか、中期経営計画及び年次予算を含めた経営目標を策定し、計画に基づく業務執行状況を監督します。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行します。

当社は、取締役会の他、週に1回定期的に、または必要に応じて適時開催される経営戦略会議において経営上の重要案件を徹底的に協議したうえで効率的に執行します。また、必要に応じ担当部門長を経営戦略会議に出席させ、懸案事項の執行・管理状況に関する報告を受け適正な指示を

行うことによって、職務執行の効率化を図ります。

当社は、組織規程、職務権限規程及び業務分掌規程に基づき権限の委譲を行い、責任の明確化を図ることで、各部門の業務執行の迅速性及び効率性を確保します。

### 【運用状況】

月次、四半期及び年度の予算並びに個別施策の計画及び達成状況は取締役会及び経営戦略会議に報告され、多面的な検討を実施することで、経営目標の適切な達成管理を行っております。

## 5 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社における業務の適正を確保するために関係会社管理規程を制定するとともに、関係会社の状況に応じて必要な管理を行います。

また、必要に応じて子会社に当社取締役をはじめ幹部社員を派遣し、問題点の把握・解決に努めます。

なお、監査室は定期的または臨時に管理体制を監査し、代表取締役及び取締役並びに監査役に報告を行います。監

査役は監査室の報告を受けて監査役会にて協議を行い、必要に応じて取締役会に提言又は勧告を行います。

### 【運用状況】

子会社については、現預金管理や売上管理等を親会社がモニタリングできる体制を整えており、子会社の業務の適正を確保しております。

## 6 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役は監査役と協議のうえ、監査室員を監査役の補助すべき使用人として指名することができます。

また、補助すべき使用人の独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動の人事権に係る事項の決定には監査役の同意を必要とし、取締役の指揮命令は受けないものとし

ます。

### 【運用状況】

監査役会の事務局機能を社内に設置し、監査上必要な資料の提供やスケジュール管理等を行い、円滑な監査役監査を遂行できるよう努めております。

## 7 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合の他、取締役会の付議事項、経営戦略会議の協議事項、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他重要事項を法令等に基づき監査役に報告するものとし

ます。監査役は重要な意思決定プロセス、業務の執行状況を把握するために取締役会に出席し、また、常勤監査役は取締役会以外の重要会議に出席するとともに稟議書等業務執行に係る重要な決裁文書等を閲覧し、取締役及び使用人に必要があれば説明を求めます。

なお、監査室及び会計監査人と緊密な連携を保ち、監査

成果の達成を図るとともに、必要と認めるときは、弁護士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを活用することができるものとします。

### 【運用状況】

監査役が取締役会及び経営戦略会議等に出席することにより、取締役及び使用人等から必要な情報を得る他、監査室からも情報提供を行っております。更には、四半期ごとに監査役、会計監査人、監査室で会し、会計監査人から会計監査の方針、監査結果等の報告を受けるとともに情報交換を行っております。



日本を美味しく

GYOZA OSHO

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類・計算書類

監査報告書

よくあるご質問

## 8 財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法に基づく財務報告の適正性を確保するため、法令等に従い財務報告に係る内部統制システムを整備、運用し、それを評価する体制を構築しております。

### 【運用状況】

各部門が構築した内部統制を監査室が独立的評価を行っており、監査役及び会計監査人と常に連絡・調整し、監査の効率的な実施に努めております。

## 6 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

### 1 基本的な考え方

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、断固とした態度で対応し、一切の関係を排除すること、それらの行動を助長するような行為を行わないことを基本方針としております。

また、当社は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力による被害を防止するため、次の基本方針を宣言します。

#### (組織としての対応)

1. 反社会的勢力に対しては、組織全体として対応を図るとともに、反社会的勢力に対応する従業員の安全を確保します。

#### (外部専門機関との連携)

2. 平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築します。

### 2 反社会的勢力排除に向けた社内体制の整備状況

反社会的勢力との関係遮断に関する基本方針及び社内規程を制定し、全役職員へ反社会的勢力排除の周知徹底に努めております。

具体策としては、総務部を反社会的勢力の排除に関する統括部署と規定して、同部が中心となって排除体制の構築を推進しており、コンプライアンス研修における反社会的勢力排除の教育や小冊子の配布等により反社会的勢力排除に関する意識の醸成に努めております。また、直営店長を不当要求による被害を防止する責任者に選任し、暴力追放運動推進センターが実施する講習を受講しております。

取引先の選定等に関しましては、「取引先調査実施要

#### (取引を含めた一切の関係遮断)

3. 反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係を遮断します。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶します。

#### (有事における民事と刑事の法的対応)

4. 反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。

#### (裏取引や資金提供の禁止)

5. 反社会的勢力に対して、裏取引や資金提供は絶対に行いません。

領」を定め、当該規程に従って、新規取引先等は取引開始時に、既存取引先等は定期的に当社所定の調査をしております。

また、事前調査では判明せず、取引開始後もしくは採用後に反社会的勢力との関与が発覚した場合は、すぐに取引停止もしくは退職に向けての対応を行うこととし、反社会的勢力と関係を持たないように努めております。

その他、企業防衛対策協議会等への加盟、弁護士、警察等の社外の専門家や関係機関等と連携して情報の収集・管理を行いながら、不当要求等が発生した場合に解決を図る体制を整えております。





日本を美味しく

GYOZA OHSHO

## 7 株式会社の支配に関する基本方針

### 1 会社の支配に関する基本方針

上場会社である当社の株式は株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案またはこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には当社株主の皆様への判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、近年わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大規模買付提案またはこれに類似する行為を強行する動きが顕在化しております。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

### 2 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取り組み

当社では、多数の投資家の皆様に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取り組みとして、対処すべき課題への対応を含め、種々の施策を実行しております。

これらの取り組みは、会社の支配に関する基本方針の実現に資するものと考えております。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、売上高等の金額に消費税等は含まれておりません。

» 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第48期 (2022年3月31日現在)
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>40,880</b>
現金及び預金	37,440
売掛金	2,210
商品及び製品	131
原材料	387
その他	712
貸倒引当金	△1
<b>固定資産</b>	<b>48,525</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>36,228</b>
建物及び構築物	12,068
機械装置及び運搬具	2,362
工具、器具及び備品	1,133
土地	20,589
建設仮勘定	75
<b>無形固定資産</b>	<b>232</b>
ソフトウェア	136
ソフトウェア仮勘定	73
施設利用権	21
<b>投資その他の資産</b>	<b>12,063</b>
投資有価証券	4,096
長期貸付金	31
退職給付に係る資産	1,024
繰延税金資産	2,450
差入保証金	4,425
その他	50
貸倒引当金	△14
<b>資産合計</b>	<b>89,405</b>

科目	第48期 (2022年3月31日現在)
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>25,446</b>
買掛金	2,216
1年内返済予定の長期借入金	12,912
未払法人税等	3,410
契約負債	76
賞与引当金	972
その他	5,858
<b>固定負債</b>	<b>4,860</b>
長期借入金	3,151
長期契約負債	117
再評価に係る繰延税金負債	504
資産除去債務	857
その他	228
<b>負債合計</b>	<b>30,307</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>59,673</b>
資本金	8,166
資本剰余金	9,316
利益剰余金	52,860
自己株式	△10,669
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>△575</b>
<b>その他有価証券評価差額金</b>	<b>2,291</b>
<b>土地再評価差額金</b>	<b>△3,243</b>
<b>為替換算調整勘定</b>	<b>△6</b>
<b>退職給付に係る調整累計額</b>	<b>383</b>
<b>純資産合計</b>	<b>59,098</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>89,405</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



日本を美味しく

GYOZA OHSHO

## » 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第48期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)	
売上高		84,775
売上原価		26,600
<b>売上総利益</b>		<b>58,175</b>
販売費及び一般管理費		51,216
<b>営業利益</b>		<b>6,959</b>
<b>営業外収益</b>		
受取利息及び配当金	62	
受取地代家賃	59	
FC加盟料	112	
補助金収入	5,780	
その他	363	6,378
<b>営業外費用</b>		
支払利息	62	
賃貸費用	94	
F C店舗支援金	83	
その他	72	312
<b>経常利益</b>		<b>13,024</b>
<b>特別利益</b>		
固定資産売却益	6	
収用補償金	324	331
<b>特別損失</b>		
固定資産除却損	68	
減損損失	294	363
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>12,991</b>
法人税、住民税及び事業税	4,217	
法人税等調整額	△32	4,184
<b>当期純利益</b>		<b>8,807</b>
<b>非支配株主に帰属する当期純利益</b>		<b>—</b>
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>		<b>8,807</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類・計算書類

監査報告書

おくるいご質問

▶▶ 連結株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	8,166	9,259	46,045	△10,707	52,764
会計方針の変更による累積的影響額			△119		△119
会計方針の変更を反映した当期首残高	8,166	9,259	45,926	△10,707	52,645
当期変動額					
剰余金の配当			△1,877		△1,877
親会社株主に帰属する当期純利益			8,807		8,807
自己株式の処分		56		37	94
土地再評価差額金の取崩			4		4
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	56	6,934	37	7,028
当期末残高	8,166	9,316	52,860	△10,669	59,673

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	3,119	△3,238	△16	324	188	52,952
会計方針の変更による累積的影響額					—	△119
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,119	△3,238	△16	324	188	52,833
当期変動額						
剰余金の配当						△1,877
親会社株主に帰属する当期純利益						8,807
自己株式の処分						94
土地再評価差額金の取崩		△4			△4	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△827	—	10	58	△758	△758
当期変動額合計	△827	△4	10	58	△763	6,264
当期末残高	2,291	△3,243	△6	383	△575	59,098

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



## » 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第48期 (2022年3月31日現在)
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>40,772</b>
現金及び預金	37,368
売掛金	2,176
商品及び製品	131
原材料	384
前払費用	442
その他	269
貸倒引当金	△1
<b>固定資産</b>	<b>48,203</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>36,221</b>
建物	11,357
構築物	707
機械及び装置	2,285
車両運搬具	75
工具、器具及び備品	1,131
土地	20,589
建設仮勘定	75
<b>無形固定資産</b>	<b>232</b>
ソフトウェア	136
ソフトウェア仮勘定	73
施設利用権	21
<b>投資その他の資産</b>	<b>11,749</b>
投資有価証券	4,096
関係会社株式	30
関係会社出資金	40
長期貸付金	31
長期前払費用	41
前払年金費用	472
繰延税金資産	2,618
差入保証金	4,423
その他	9
貸倒引当金	△14
<b>資産合計</b>	<b>88,975</b>

科目	第48期 (2022年3月31日現在)
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>25,416</b>
買掛金	2,211
1年内返済予定の長期借入金	12,912
未払金	2,603
未払費用	2,216
未払法人税等	3,410
契約負債	76
賞与引当金	972
その他	1,012
<b>固定負債</b>	<b>4,855</b>
長期借入金	3,151
長期契約負債	117
再評価に係る繰延税金負債	504
資産除去債務	852
その他	228
<b>負債合計</b>	<b>30,271</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>59,656</b>
<b>資本金</b>	<b>8,166</b>
<b>資本剰余金</b>	<b>9,316</b>
資本準備金	9,026
その他資本剰余金	289
<b>利益剰余金</b>	<b>52,843</b>
利益準備金	940
その他利益剰余金	51,903
保険差益積立金	15
固定資産圧縮積立金	218
別途積立金	22,800
繰越利益剰余金	28,869
<b>自己株式</b>	<b>△10,669</b>
<b>評価・換算差額等</b>	<b>△952</b>
その他有価証券評価差額金	2,291
<b>土地再評価差額金</b>	<b>△3,243</b>
<b>純資産合計</b>	<b>58,703</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>88,975</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

» 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第48期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)	
売上高		84,516
売上原価		26,534
<b>売上総利益</b>		<b>57,981</b>
販売費及び一般管理費		50,980
<b>営業利益</b>		<b>7,001</b>
<b>営業外収益</b>		
受取利息及び配当金	62	
受取地代家賃	59	
FC加盟料	112	
補助金収入	5,765	
その他	371	6,370
<b>営業外費用</b>		
支払利息	62	
賃貸費用	94	
F C店舗支援金	83	
その他	71	312
<b>経常利益</b>		<b>13,059</b>
<b>特別利益</b>		
固定資産売却益	6	
収用補償金	324	331
<b>特別損失</b>		
固定資産除却損	68	
減損損失	257	
関係会社出資金評価損	68	394
<b>税引前当期純利益</b>		<b>12,995</b>
法人税、住民税及び事業税	4,215	
法人税等調整額	△32	4,182
<b>当期純利益</b>		<b>8,813</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金				利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金				
					保険差益積立金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	8,166	9,026	232	9,259	940	17	220	22,800	22,044	46,021
会計方針の変更による累積的影響額	-			-	-				△119	△119
会計方針の変更を反映した当期首残高	8,166	9,026	232	9,259	940	17	220	22,800	21,925	45,902
当期変動額										
保険差益積立金の取崩						△1			1	-
固定資産圧縮積立金の取崩							△2		2	-
剰余金の配当									△1,877	△1,877
当期純利益									8,813	8,813
自己株式の処分			56	56						-
土地再評価差額金の取崩									4	4
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	-	-	56	56	-	△1	△2	-	6,943	6,940
当期末残高	8,166	9,026	289	9,316	940	15	218	22,800	28,869	52,843

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△10,707	52,740	3,119	△3,238	△119	52,621
会計方針の変更による累積的影響額	-	△119			-	△119
会社方針の変更を反映した当期首残高	△10,707	52,621	3,119	△3,238	△119	52,501
当期変動額						
保険差益積立金の取崩			-			-
固定資産圧縮積立金の取崩			-			-
剰余金の配当		△1,877				△1,877
当期純利益		8,813				8,813
自己株式の処分	37	94				94
土地再評価差額金の取崩		4		△4	△4	-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△827	-	△827	△827
当期変動額合計	37	7,034	△827	△4	△832	6,202
当期末残高	△10,669	59,656	2,291	△3,243	△952	58,703

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類・計算書類

監査報告書

その他の書類

## 》 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

株式会社王将フードサービス  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トー マ ツ  
京都事務所

指定有限責任社員 公認会計士 三 浦 宏 和  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 安 田 秀 樹  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社王将フードサービスの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社王将フードサービス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。



連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## » 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

株式会社王将フードサービス  
取締役会 御中有限責任監査法人 トー マ ツ  
京都事務所指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 三 浦 宏 和指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 安 田 秀 樹

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社王将フードサービスの2021年4月1日から2022年3月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## » 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第48期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及び附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月23日

株式会社王将フードサービス 監査役会

常 勤 監 査 役 関 島 力 ㊞

社 外 監 査 役 原 哲 也 ㊞

社 外 監 査 役 松 山 秀 樹 ㊞

社 外 監 査 役 中 島 重 夫 ㊞

以上



# よくあるご質問に お答えします

## Q1 新型コロナウイルスが今期業績に与えた影響は？

A1

当社は、「安心・安全」で「美味しい食」を提供するために、コロナ禍においても妥協することなく、QSCレベルの向上に注力しました。その結果、店内売上が順調に回復するとともに、テイクアウト・デリバリーも引き続き好調に推移したことにより、月間売上高同比で合計6度も過去最高を更新し、年間連結売上高は前年同期比105.2%、同連結営業利益は前年同期比114.6%と増収増益を達成するなど、コロナ禍にあっても好成績を収めることができました。

## Q2 原材料、エネルギー価格高騰の業績への影響は？（価格改定）

A2

当社では、これまで食材価格の安定化に注力し、電気・ガスについては徹底した合理化や無駄の削減を行ってまいりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢など先行きに対する不確実性が増し、特に、食材や資源等の価格高騰は、企業収益を圧迫しつつあるため、慎重に検討した結果、一部商品の価格について税抜き20円から30円の改定を行わせていただくことといたしました。本価格改定は2023年3月期の連結業績予想に織り込んでおりますが、その増収効果は食材原価や物流費、水光熱費等の上昇、及び人件費に充てられるだけでなく、業績向上に資するものと予想しております。

## Q3 今後の出店戦略は？

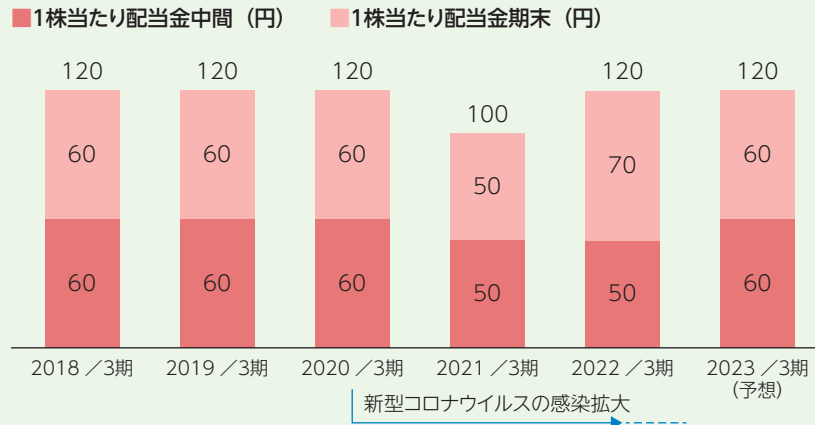
A3

関東・九州の未出店地域を重点エリアとしつつ、引き続き都心部の住宅地やロードサイド店を中心として積極的に出店する計画としております。新業態であるテイクアウト&デリバリー専門店「餃子の王将ジョイ・ナーホ」が好調であることから、出店に向けて交渉を進めているところです。さらに、「GYOZA OHSHO」については、これからの時代に即した店舗へとリニューアルを図る方針です。

## Q4 配当に対する考え方は？

A4

利益配分につきましては、気候変動などの中長期的な事業リスクに加えて、新型コロナウイルス感染症や不安定な海外情勢等による先行き不透明な状況下、成長のための設備投資と人的資本への投資に優先的に取り組みながら、将来の事業展開のための備えを行うことといたします。その上で、配当は、安定かつ持続的な株主還元の上を目指す方針から、株主資本配当率（DOE）の一定水準を目安として、引き続き最大限の努力を行う方針です。



## Q5 取締役の報酬は適切ですか？

A5

当社は、取締役会決議にてガバナンス強化のため、透明性のある役員報酬決定プロセスとすることを基本方針としております。取締役の報酬は、月額報酬で構成する金銭報酬と非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬になります。各報酬は、業績の状況により、また、担う職務内容、職責、経験、能力、成果等により、報酬諮問委員会の審議を経て取締役会で決定しております。

## Q6 海外事業の展開は？

A6

今後の海外事業の展開は、全世界に蔓延する新型コロナウイルス感染症がまだ収束しておらず、また、緊迫したウクライナ情勢で世界的なサプライチェーンに混乱が生じるなど、海外情勢の先行きは不透明なことから、新たな展開については慎重に検討してまいります。

## Q7 気候変動への対応は？

A7

当社は、気候変動を含む環境問題への対応を重要な経営課題と認識しております。環境問題への取り組みは、事業活動を通じて社会への貢献を掲げる当社の責務であると考え、製造部門におけるCO<sub>2</sub>排出量や廃棄物の削減に取り組んでおります。引き続き気候変動に係るリスク及び機会が当社の事業活動や収益等与える影響を分析し、これを開示し、対策を図ってまいります。

## Q8 当社におけるサステナビリティ経営とは？

A8

当社は、サステナビリティを重視した経営を遂行し、当社の経営理念「お客様から褒められる店創り」を追求することで、企業価値の向上はもとより、持続可能な社会形成の実現を目指しています。具体的には、当社「サステナビリティビジョン」において、「食に困らない豊かな社会の実現」「全てのステークホルダーとの共栄」「地球環境の保全」の3つを掲げ、SDGsの理念を共有し、各ビジョンに沿って全社を挙げて着実に取り組んでおります。



## Q9 DX（デジタルトランスフォーメーション）の取り組みは？

**A9**

当社は「人にしか創り出せない価値」の創造に注力する一方で、「デジタル技術の活用」による革新的な業務効率向上に取り組めます。人が行わなくてもよいものは、徹底的に機械、あるいはデジタル技術を活用し、人が創造的な仕事に集中できる環境を構築することを目指します。具体事例としては、売上予測に基づく店舗シフト管理、食材の自動発注、現金管理の自動化、工場でのIoTによる省力化、AIによる配送ルート編成の効率化、物流改革等があり、実証段階に入っているものもあります。

当社は「人にしか創り出せない価値」と「デジタル技術が創り出す価値」を融合させることにより、新たな価値を創造し、次なる発展を目指してまいります。





# MEMO

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----



# MEMO

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----



# 株主総会会場ご案内図

会場 **ウェスティン都ホテル京都**  
西館4階 瑞穂の間

京都市東山区粟田口華頂町1（三条けあげ）  
電話（075）771-7111



交通

地下鉄東西線「蹴上駅」2番出口より徒歩約2分

▶ 「蹴上駅」への  
アクセス

- JR線・近鉄線「京都駅」から地下鉄烏丸線（国際会館方面）に乗車「烏丸御池駅」にて地下鉄東西線（六地藏方面）に乗りかえ
- JR線「山科駅」から地下鉄東西線（太秦天神川方面）に乗車
- 京阪線「三条駅」から地下鉄東西線（六地藏方面）に乗車
- 阪急線「烏丸駅」から地下鉄烏丸線（国際会館方面）に乗車「烏丸御池駅」にて地下鉄東西線（六地藏方面）に乗りかえ

株式会社 **王将フードサービス**

<https://www.ohsho.co.jp>

